

一般社団法人 arte75 基金募集要項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条及び一般社団法人 arte75 定款第 6 章に基づき、下記の通り基金を募集いたします。

● 基金の目的

当法人定款第 3 条に定める目的を達成するために、本法人の財政的基礎を成し、運営基盤の強化を図ることを目的とします。

● 基金の概要

- ・基金は、当法人の活動運営費として使用致します。
- ・当基金の運用期限の定めはありません。
- ・基金の拠出者は会員総会における議決権その他当法人の運営に関する権限を有しません。

● 基金募集計画

- ・基金募集予定額 500 万円 (100 口)
- ・基金一口あたりの額 5 万円
- ・基金拠出上限額 無制限
- ・基金募集期間及び基金引受申込書の受付期間
2022 年 8 月 1 日 (月) から 2022 年 12 月 31 日 (土) まで
- ・基金拠出者告知方法 2022 年 7 月中に告知
- ・基金支払予定期間 2022 年 8 月 1 日 (月) から 2022 年 12 月 31 日 (土) まで

● 基金引受けの申し込み

申込書に必要な事項を記載のうえ下記の送付先まで郵送または手渡しにてお申込みください。

送付先 〒752-0935 山口県下関市長府松小田中町 1 番 46 号 一般社団法人 arte75

● 基金払込み（銀行振込み）の取扱い場所

銀行名 山口銀行 長府東支店 店番号 184

口座名義 一般社団法人 arte75 シャダンハウジン アルテナナゴ

預金科目 普通預金 口座番号 5051020

※振込手数料は引受人負担とします。

● 基金の拠出者の権利等に関する規定

この基金の拠出者の権利及び基金の返還に関する手続きに関する定款の規程は次のとおり
(基金の拠出者の権利)

第 28 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 29 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

【担当・お問合せ先】

email : info@arte75.org

tel : 070-8398-4809

基金引受申込書

〒752-0935

山口県下関市長府松小田中町 1 番 46 号

一般社団法人 arte75 行

貴団体の基金に対し、基金募集要項並びに定款に記載する事項を承認の上、下記のとおり基金の引受けを申込み致します。

1. 基金引受金額（1口 5万円）

基金 _____ 万円（ _____ 口）を引受け致します。

2. 基金引受けに関する承諾事項

基金引受けに関し、以下の事項を承諾します。

- (1) 基金には利息がつかないこと
- (2) 当法人の基金は、当法人が基金拠出者と合意した期日までは返還しないこと
- (3) 第2項で定めた期日によらず、基金の返還を請求する場合には、返還方法及び返還時期などの返還に関するすべての取扱いについて社員総会の決議に従うこと
- (4) 当法人が破産手続開始の決定を受けた場合および清算法人となった場合には、基金の返還に係る債務の弁済は、その他の債務の弁済がされた後でなければ、することができないこと
- (5) 基金引受人が個人の場合かつ個人引受人が死亡した場合には、基金に係る返還請求権は当法人に寄附されること。

基金引受人

お名前（個人名または法人代表者名） _____ 印

法人名 _____

ご住所 _____

お振込み予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

お振込み名義 _____

お電話番号 _____ メールアドレス _____